

文第2609号
平成26年1月9日

公益財団法人神戸YWCA
平山芳子様

兵庫県知事
井戸敏



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成26年1月9日 から 平成31年1月8日 まで